

## 市第63号議案 横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

### 1 提案理由

横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）では、12床の介護療養病床を有しています。介護療養病床については、介護保険法の改正により令和5年度末で廃止され、介護医療院及び医療療養病床等のいずれかに転換することが決定しています。

令和2年の本委員会で御報告いたしましたとおり、センターの介護療養病床（12床）について、介護医療院へ転換するため、横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号、以下「条例」という。）の一部を改正します。

### 2 改正の概要

センターに設置する施設として、条例第3条第1項第2号に介護医療院を追加します。

また、条例第9条から介護療養病床の利用料金の規定（第1号ウ）を削除するとともに、介護医療院の利用料金の規定を同条第2号の2に定めます。

### 3 介護医療院への転換理由

次の3点の理由から介護医療院へ転換することとします。

#### (1) 介護と療養の機能担保の必要性

転換先候補施設（介護医療院、医療療養病床等）の中で唯一、介護・療養の双方の機能を併せ持っているため、長期的な医療的ケアが必要な要介護高齢者に、継続的に介護・療養サービスを提供することができます。

#### (2) 施設の規模・構造上の制約

介護療養病床と施設形態が最も近く、施設転換に伴う新たなスペースの確保が基本的に不要なため、規模・構造上の制約を受けずに済みます。

#### (3) 本市施策との整合性

よこはま地域包括ケア計画において、介護医療院は介護療養病床から転換することを想定し、円滑な移行を進めることとしているため、本市施策の方向性と整合していると考えます。

### 4 施行予定日

令和4年4月1日

### 5 今後の対応

これまでも利用者及び御家族の皆様へ、介護医療院への転換予定について説明を行ってきましたが、具体的な内容について、今後も丁寧に説明していきます。

## 【参考】センターの施設概要

### (1) 設置目的

寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者及び生活習慣病患者等（要援護者）に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図る。

### (2) 施設概要

所在地	横浜市港北区鳥山町 1,735番地	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート 造 4階建
開設年月日	平成4年10月1日 (平成18年度から指定管理制度を導入)		
現指定管理者	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 (理事長 水野 恭一)		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(第4期)		
施設種別	内容及び病床数・定員数		
診療所	入所 19床(介護療養病床 12床、一般病床 7床)、 外来診察室、各種検査室		
介護老人 保健施設	入所(80床)、通所リハビリテーション		
精神障害者 支援施設	精神障害者自立訓練施設、精神障害者就労支援施設、 精神科デイケア施設、精神障害者就労支援センター、 港北区精神障害者生活支援センター		
その他	総合相談室、講堂、研修室、フィットネスルーム、 薬局(医事課(会計窓口)含む)		



現行	改正後（案）
<p>イ 削除</p> <p>ウ <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第26項に規定する介護療養施設サービス又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）を受けるときは、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</u></p> <p>（エからキまで省略）</p> <p>(2) 介護老人保健施設において、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第28項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた介護保健施設サ</p>	<p><u>イ及びウ 削除</u></p> <p>（エからキまで省略）</p> <p>(2) 介護老人保健施設において、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第28項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた介護保健施設</p>

サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において法第

サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2)の2 介護医療院において、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第29項に規定する介護医療院サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護医療院サービス等」という。）を受ける場合は、同法の規定により定められた介護医療院サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において法第

現行	改正後（案）
<p>5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）を受ける場合又は精神障害者生活支援施設において同条第16項に規定する自立生活援助（以下「自立生活援助」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた就労定着支援又は自立生活援助に係る費用の額、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p><u>(2)の3</u> 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定（短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労定着支援に係るものに限る。）を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項第2号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において就労定着支援に準ずるサービスを受ける場合は同条第3項第2号の規定により定められた就労定着支援に係る額</p>	<p>5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）を受ける場合又は精神障害者生活支援施設において同条第16項に規定する自立生活援助（以下「自立生活援助」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた就労定着支援又は自立生活援助に係る費用の額、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p><u>(2)の4</u> 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定（短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労定着支援に係るものに限る。）を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項第2号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において就労定着支援に準ずるサービスを受ける場合は同条第3項第2号の規定により定められた就労定着支援に係る額</p>

現行	改正後（案）
<p>(3) 診療所又は介護老人保健施設の特別室を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(ア、イ、第4号及び第5号省略)</p>	<p>(3) 診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の特別室を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(ア、イ、第4号及び第5号省略)</p>